

中世の社頭聖について

——近江の神社資料による——

伊藤唯眞

- 一 はしがき
- 二 社頭聖の呼稱例
- 三 社頭聖の經濟基盤
- 四 社頭聖の宗教活動
- 五 近世での殘留形態

—

中世の神社では、名もなき村落の小社の場合でも、大抵その社域に小佛堂、道場、庵室などがあり、ここに聖が居て社頭の佛事を行なうことが普通であつた。現今、宮庵室や宮聖の存在を伝える神社資料が數多く遺されているのはその爲である。

神社におけるこれら宮庵室や宮聖の存在はかなり重要であつた。たとえば近江の場合近世においても、宮座のシ

中世の社頭聖について

ユースは概ね一種の本地堂的性質を有する観音堂、阿彌陀堂、藥師堂やまたは如法經道場などにおける行事であつたらしい。⁽¹⁾ また祭禮、社殿の造立、移築等の勸進は宮聖であつて、神主、オトナ衆と並んで事業の完遂に重要な役割を果していたのである。

ところでこのような神社における佛堂、庵室や聖、聖人については從來神社研究の立場からも、また佛教史の側からもあまり取上げられていないようである。しかしこれらの點に觸れなければ中世の村落における神社の實態、ひいては神社と佛教との接觸の様相が明かせないであろう。なぜなら宮庵室や宮聖は神社組織の重要な要素であつたからである。確かに村落にかける神社と佛教の一つの接點がここにあると考えられる。

このようなわけで以下主として近江の場合を取上げ、中世室町期における社頭の聖の性格、機能などを考察してみたいと思う。

二

まず神社資料によつて、この種の聖がどのように呼ばれていたかをみると、「宮の聖」「社頭聖」「宮聖」「三社聖」などと稱されている。多くは單に時之聖、其時聖、當聖などと記録されているが、いずれも社頭聖、宮聖と呼稱されるべきものである。

八幡神社（蒲生郡龍王町須恵） 貞治二年十一月二日付文書——宮の聖

大寶神社（栗太郡栗東町纒） 明應二年九月二十五日書寫文書——社頭聖

國中神社（甲賀郡水口町植） 應仁元年七月一日付文書——三社聖（但し三社とは下宮、中宮、上宮）

上津神社（大津市田上太子町） 明應六年十一月棟札銘文——社頭聖

眞氣神社（蒲生郡龍王町小口） 永正十三年五月棟札銘文——社頭聖

豊満神社（愛知郡愛知川町豊満） 天文二十四年四月十八日付文書——宮聖

右は宮の聖、社頭聖などの呼稱が傳えられている資料の若干例である。同様に單に聖としているだけであるが、明らかに宮聖、社頭聖として活躍しているものの例を少しく挙げると次の通りである。

押立神社（愛知郡湖東町北菩提寺） 應安六年四月棟札銘文——當如法經聖

白鬚神社（粟太郡粟東町小野） 永享五年二月十四日三十番神像板裏書——時之聖

日吉神社（八日市市中野町） 寶徳三年十一月六日付文書——當聖

伊砂々神社（草津市澁川町） 應仁二年十一月棟札銘文——其時聖

八幡神社（大津市大石籠門町） 天文九年十一月棟札銘文——時聖

天満天神社（近江八幡市上島町） 大永八年三月神像臺座銘——時聖人

而してこれらの聖は特別にその名を傳えていないのが普通であるが、名が残されている場合をみると眞徳（粟東

町下戸山、五百井神社、大永四年四月棟札銘文）、盛賢（前掲上津神社、明應六年十一月棟札銘文）、行員（前掲日

吉神社、明應六年十月十羅刹奉加帳）、圓乗坊賢祐（前掲伊砂々神社、應仁二年十一月棟札銘文）、金剛佛子實蒙

（前掲押立神社、應安六年四月棟札銘文）などの如く當然の事ながら法名を持つているが、「其時之聖ハ上砥山住

人因幡」〔前掲白鬚神社、永享五年二月三十番神像板裏書〕、「時聖人荷與了二位公昭運」〔前掲天満天神社、大永八

年三月神像修理銘文〕、「宮聖 式部卿快圓」〔前掲豊満神社、天文二十四年四月社藏文書〕等とある如く在地の富

裕な農民と思われる場合もある。いずれの場合も大體その土地の者と考えてよからう。

社頭聖の員數は勿論その神社の規模に比例している。つまり宮庵室等の數が多ければそれだけ社頭聖も多いわけである。しかし小さな神社では一人程度であつた。「兩社聖人兩人」⁽²⁾(近江八幡市島町、大島奥津島神社)、「三社聖」(前掲國中神社)などという表現がなされている。大寶神社には、嘉吉の頃から宮庵室が四室あり、社頭聖が四人居⁽³⁾たから、各庵室に一人ずつ聖が居住していたことが窺われる。

近江八幡市島町奥島の若宮神社(湧出神社)には、應永年間「湧出庵室」があり、この庵室は「如法經道場」であり「藥師堂」であつた。⁽⁴⁾而してこの堂には聖が置かれ、聖田、聖米、如法經料等の寄進があつた。⁽⁵⁾これなどは典型的な宮庵室・宮聖である。田地寄進などに見られる「爲_三神明法樂、社頭繁昌_二云云」という文句は、社頭の道場や聖の存在を考ふる時きわめて現實性を帯びたものになつてくる。

さてこれらの聖は、「當聖」「時ノ聖」「先聖」と云われる如く、現任中の聖であつて、一律に斷ずることはできないけれども、大體において、任期又は員數等において制約があつたものの如くである。勿論近世の一年交替の年番神主と同じであつたのではないであらうが、「時ノ神主」という表現と同様な「時ノ聖」という云い方は、期間の長短は別として、元來互いに交替して宮聖になるという一種の輪番性をもつていたことを示唆している。所謂別當僧ではなく地下衆が宮聖になる神社においては、この傾向が強かつたのではないかと思われる。甲賀郡水口町植の國中神社の資料によれば

「十七講衆并三社聖都合十二人、若人數不足之時自_二密乗坊_一相計_レ可_レ加請_レ者也」

とあつて、宮聖も含めて缺員があれば必ず補充する建前になつていた。また日吉神社文書に

一、聖之間、夏中之常住物日記 一、椀半具折敷一足在之 若此内分失之時者當聖如元可辨進二者也、若相違之時者請人之可爲沙汰二者也(中略) 一、又聖のかわりにひくつ五きん油二合當聖之手可渡者也 右所定如件寶徳三年十一月六日 村人等定所如件」(傍點筆者)

というのがあつて、聖の交代の時の引繼を嚴重にすべきことを定めている。この聖などは遊行僧が立寄つて氣のおもむくままに掛錫するという態のものではなく、その村落の中から選ばれ、その村落の組織體の一部をなしていると云つた態の聖であることが、その文面から窺われるのである。

神宮寺の僧侶が社僧として社頭の法樂に當るのは大神社の場合普通であるが、室町時代の、しかも村々の神社の社頭に設けられた小庵室や道場などを據所にしていた所謂社頭聖は、通常寺院の教團組織の系列下にも位置しないような村落聖であつたと考えられる。例えば有名な大島・奥津島神社の神宮寺は阿彌陀寺で、この寺は一山の衆徒も多⁽⁶⁾く、常行堂、地藏堂、毘沙門堂なども整つた有勢の大寺院であつたが、これとは別個に兩神社にはそれぞれ庵室があつて神宮寺衆徒とは別の「兩社聖人」がおかれていたし、また馬場の阿彌陀堂⁽⁸⁾や如法經道場もあつて、やはり聖が關與して⁽¹⁰⁾いたのである。

三

次にこれら社頭聖の經濟面を考えてみよう。經濟的基盤の主たるものは、彼等が置かれてゐる宮庵室に付隨した田畑、山林などである。社有寄進狀からこの種の庵室等に田島、山林などを寄附した例が多く見出される。

奥島の湧出にある若宮神社(湧出神社)にも庵室があり、應永十四年九月に西念から田地三十三歩が寄附せられ

「毎年加地子陸斗、湧出庵室後生菩提」のために進められたが、その後も寄進が續いた。例えば應永三十二年十月には堯勢から菜島一畔が「若宮庵室如法經」用に寄進された。⁽¹²⁾ また永享八年四月に孫四郎、妙道、妙善などからうち、一所が寄進されたが、その寄進状には

右件田地、沙汰人まところ之はい領下地也、雖別儀御若宮聖田寄進申也、毎年三升ツツ、聖方へ計可申者也(傍點筆者)

とあつて、寄進された聖田から毎年聖米が聖に支給されていたことがわかる。また蒲生郡(龍王町の加茂神社に關する文書、即ち永正九年十一月付「賣渡申作職之事」(伊藤友三郎氏文書)にも「作徳貳斗六升宮之聖方江入申」と書かれている。

聖の經濟生活を支える直接的なものは聖田からの得分であるが、聖田の耕作は聖以外の作人が行なつていた場合が多かつたと考えられる。即ち下地の寄進者が作人職を保有して、聖米を納めたのである。また寄進者が僧侶の場合、⁽¹³⁾「於下作式僧衆村人可相計、慇懃之人亡死行」とある如く、モロト衆などが相談して適當な人を決めたのである。やはり大島・奥津島神社文書の中に

うけ申 お志まのひし里田事

(中略)

右志さい者このとく分ニ於いてたん分た里というとも未進候ハん時者この下地の下さく人志きむらとの中へめしはなされ申可き者也、その時志さいお申ましく候、仍爲後日沙汰うけ狀如件

應永三十二年四月日

という請狀があつて、聖田の下作人職のことがのべられている。これによつて聖田が惣のオトナ衆の管理下にあり、その得分未進の場合は聖田下作人職が解かれるべく規制されていたことがわかる。

また同社文書に應永九年二月九日付比丘尼昌慶・尼從貳の寄進狀がある。それによると奥島庄内井上如法道場開山岩本坊宗覺に相傳の家屋敷田畑等を寄進したが、それは聖田として寄進したのであつて、昌慶は三年後には檀那として聖職をも設定した。即ち應永十二年卯月廿五日の置文に

定置 如法經道場聖職之事

右彼聖職事者至末世未代爲自然、不法懈怠之時者不嫌何時爲兩庄之村人無退轉可違亂申候、自然就聖田妨出候共彼聖職、共堅兩庄之村人如何様仁可被相計者也 仍爲向後龜鏡置文如件（傍點筆者）

とある。この場合の聖職は、如法經道場聖として關與していることから發生する、この道場附屬の聖田の用益權を指すものと思われるが、ここでもまた聖田、聖職は村人、即ち惣の管掌下にあつたことが窺われる。

このように聖田は庵室乃至社頭聖の主たる經濟的基盤であるが、さらに、直接庵室には屬さず、しかも使途は明確にされている如法經田や夏米なども亦、聖の經濟生活と無關係ではなかつた。このことは、後で述べるが、聖の仕事を考慮した場合當然考えられるところである。

西念は前述の如く應永十四年九月湧出庵室に田地を寄進したが、應永十八年三月に夏衆夏米を寄進している。その寄進狀には

爲後生善處菩提心、若宮夏米新仁得分伍鬪を寄進處在地明白也、若於此下地違亂成煩輩者可爲盜賊者也、猶以未進懈怠候者惣村之中へ此下地を可被取者也

と、聖の夏中の糧米に得分五斗を寄せ、未進の場合には下地を惣中へ渡すべきことを述べている。夏米といえ、若宮神社へは應永廿年正月にも道叔が藪由を寄せ、若宮夏米として寺升壹斗を寄進している。¹⁶⁾

また右の西念は、應永十七年正月廿二日にも、自身の後生菩提の爲に若宮如法經道場へ田地四十六歩を寄進している。¹⁶⁾若宮如法經道場へは、このほか應永廿四年四月に乙女、孫五郎から壹段、應永三十年十一月にあま女から三十歩、應永三十二年三月に定泉坊覺勢から三十歩、永享二年五月に善音から四十歩、永享八年八月に衛門他四名から半、享徳二年十二月に勢圓から半十歩などの如法經料田が次々に寄進されている。¹⁷⁾永享八年八月の衛門等の若宮如法經田寄進状には

右件田地者形部四郎相傳私領也、雖然形部四郎爲菩提爲、村人計永代聖米寄進處明白也、毎年無懈怠御經一品廻向可_レ在之得分貳斗在之、仍爲後日寄進狀如件(傍點筆者)

とあり、如法經新が他面聖米でもあることが示されている。このように如法經田畠もまた聖田と同じように考えてよいであろう。既に述べたが、比丘尼昌慶が井上如法道場に寄進した田畠が聖田とも稱され、その寄進地をめぐつて聖職なるものが成立していたことが想起されるのである。

以上のように庵室、道場等には聖田、道場田等があり、得分が聖米として支給され、また聖職も確立されていた。このほか如法經や夏經・夏衆の費用を辨ずる如法經田、夏田なども聖の職務に對する給付的性格を帯びたものであった。この意味で如法法經新等もまた聖米であつた。

ここでついでに宮庵室のことに觸れておこう。その規模、資財等は大小寡多の差があつて劃一でないこと勿論であるが、今堀の日吉神社文書に出てくる今堀庵室・道場等は、資財雜具の點においても、標準的なものでないかと

思われる。

今堀安室資財雜具渡日記

道場ニアルフン

本尊十羅刹各十三體 三十番神二補

法華經二部内一部八十卷 法華懺法一卷

佛具五面内四面ハ金佛具
一面ハヤキモノ 闕伽桶 一

机 二面 經箱 一 硯箱 一 啓一同臺アリ

花ツホ 一

倉ニアル分

大般若經一部六ヶ 十六善神一補同箱アリ

法華經 十三部 鑰ツ一 切經十卷ハゴニ

筒 三 小 一 ヤツハ 二

サシナワ 一 油ツホ 一 住所箱 一

瓶子 二 カキ 一 上ノカキ 一

セウコ 一 權現講日記箱 一 同本尊アリ

安室ニアル分

本尊 一補 不動梵字一補 地藏梵字一ツリ

中世の社頭聖について

法花經一部 仁王經一部 木燈臺一

机 一 茶ツホ大小二 鑪子一 ツルトモニ
フタアリ

カマ 一 ナハ大小 三 カナワ 一

ヨケ大小五 茶ヲケ 一 ホン 一

水ノミ 二 火ハシ 二前 夏味噌桶一

椀 九人ノ前アリ 折敷 水トウ一

日記箱 一 ヒ、ツチ箱一 ヒハチ一

ツリヒハチ一 カキ 二 上ノカキ一

ウス 一 キ子 二 茶ウス一

吉茶 一斤 ヒクツ五斤 花タテ一

茶ヒシヤク一 ホイロ 一 メンツウ一

キリハン 一 障子 四ケン
キホネ 竹ホネ障子七枚

碁匂 一 ヘリナシ三帳 テウノ 一

この「今堀安室資財雜具渡日記」の年紀は不明であるが、室町期の宮庵室の規模、資財を窺うに足るものである。さすがに道場には佛聖具、庵室には生活用具が多く、聖の生活を彷彿たらしめてくれる。臼、杵があるのは御神供の餅をつくるためであろうか。これによつて他を類推してよからう。また宮庵室をば聖との關係から離れて、それ自體の機能をみると、村の會所的役割を果し、人の集會も多かつたようである。例えば神田佛田米等は大家小家に

よらず庵室へ納め⁽¹⁸⁾、また商買を行なおうとする者は庵室へ百文宛出し、帳づけされるよう義務づけられたり、⁽¹⁹⁾ 官庵室で博奕諸勝負事が嚴禁されかりしていることなどによつて察知できる。このように聖の常住、無住を問わず官庵室が惣堂の性格を持つていたことは確かである。

四

次に宮聖、社頭聖の職務はどうであろうか。既に部分的に觸れてきたが、先ずその勤行からみていきたい。

蒲生郡龍王町須恵の八幡神社の所藏文書に貞治二年十一月付の圓源の寄進狀があり、それによると畠地の寄進に種々の條件を付しているが、その中に

一 毎年四斗米と、畠地子殘一斗、已上五斗米於所のきたとして地徳分この米おほくはなして地をかうべし 拾五石になりたらんとき宮の聖仁五石かふとほそふ□に□べし。

一 聖、毎日仁所作せんふう、阿彌陀經、法華經二卷、觀音經三卷、心經廿一卷、自我偈一卷、當堂之阿彌陀佛之御前仁天阿彌陀經六卷、光明眞言廿一遍、念佛六百返申て法界衆生可レ訪

と見えている。寄進者から條件づけられた聖の毎日の所作は、寄進者が僧侶とは云えかなり専門的なもので、道心坊的な聖ではなかなか出来にくいかと思われるので、この宮の聖は神宮寺衆徒であつたかもしれない。因みによく神社に大部な寫經が傳わつてゐることがあり、その後書などに官庵室で書寫した旨が記されてゐることがあるが、⁽²¹⁾ それはこのような宮聖が残したものである。彼らが如法經聖とも云われる所以である。

とまれ圓源寄進狀にある法華懺法、法華經、阿彌陀經、念佛等は聖の一般的所作を示してゐるとみてよい。同郡

同町橋本の左右神社の寄進狀にも

奉寄進橋本阿彌陀堂事

(略)

右奉寄進志者乘願殿同縁共佛念殿同縁共道圓殿同縁共道仁殿同縁共此聖□往生極樂頓證菩薩成正覺也、然、間、聖、勤、行、ハ、例、時、懺、法、法、華、經、等、ヲ、無、懈、怠、可、被、讀、誦、若、有、懈、怠、者、此、田、地、可、取、返、申、也、仍、可、被、殷、懃、勤、行、狀、如、件

應安元年十月十三日

道一(花押)

孫太郎(花押)

とある。聖が懺法、法華經讀誦等をおこたれば下地を取返すというのである。日吉神社の「今堀安室資財雜具渡日記」に法華經、法華懺法、仁王經、大般若經等があつたことは前にみた通りである。

一定の規式により經文を書寫する如法經もまた聖の大事な職務である。如法道場、如法經田はこのためのものである。栗太郎栗東町總の大寶神社の「當社天王宮御定式」に

抑當社大寶天王於御社壇內謹敬而朝暮可精進修、如法經之聖者最、歷、心、口、意、無、懈、怠、可、勤、求、之、事

一、當精舍檀那所修凡雖有五種行、就中檀、越、每、歲、大、經、一、部、宛、令、書、寫、之、若、又、有、懈、怠、者、三、箇、年、一、度、宛、爲、過、料、報、謝、令、
 遂供養僧俗之事但入用錢每一人鳥目
五百錢宛可致沙汰事 (以下略)

とあつて如法經の執行の事をのべている。如法經は大規模なものになると宮聖が中心になつて、多くの如法經衆を集めて行ふ。一例を挙げると、今堀日吉神社の道場では、時の聖行員はじめ全俊、重賢、良榮、行藝、聖秀、行惠等の七人が明應六年十月廿二日から如法經を始め、同十一月廿日に「當聖行員」が供養してゐる。⁽²²⁾

大島奥津島神社文書中に湧出若宮關係のものがあるが、その中に如法經料田の寄進狀が多く含まれ、「如法經、行間、爲三神明法樂、社頭繁昌、庄内安穩、諸人快樂、并七世父母部長、法界衆生平等利益、殊心中二世悉地成就」⁽²³⁾とか「爲三後生菩提一、若宮如法經仁寄進」⁽²⁴⁾とか「所三永代若宮長日如法經料田寄進一也、殊爲三社頭繁昌、庄内安穩、二親聖靈頓生菩提、法界衆生平等利益一也」⁽²⁵⁾などの文句が書かれている。神社の如法經、長日如法經の興行は社頭聖の勤めであつた。

夏中の精進もまた聖に課せられた法務であつた。寄進狀等に夏衆、夏米等の語が見えている。かの湧出若宮神社にも夏衆が置かれていたことはさきにも觸れた「奉寄進湧出若宮解衆解米之事」(應永十八年三月六日)や「奉寄進ほりまちの藺田事」(應永廿年正月廿八日)等の寄進狀によつて知られる。今堀日吉神社に「聖之間夏中常住日記」があつて、椀、折敷、味噌米、ひくつ、油などを擧げ、夏中の生活の一端をのぞかせていること、これも亦先述の通りである。

夏(安居)の時期については、寺院にあつては四月十六日から七月十五日、又は五月十六日から八月十五日までの一夏九旬であるが、村々の神社においては必ずしも寺院社會の通りではなかつた。しかし大體右の期間中には行なつていたようである。粟太郡草津市木川町の天神社に關する天文二年の「山田於天神諸講之事」なる村人定置狀には「六月十一日より十二日迄夏經、僧衆役」とある。夏經というのは夏安居中に經を誦することをいい、また夏安居中に書寫した經典をいう。今堀日吉神社文書に永享三年十一月十三日の道泉の夏田寄進狀があるが、それは、

右件之寄進者毎年十一月十七日以前に民僧達夏を結可行者、道泉追善并子々孫々爲三祈禱一乃至法界平等利益也

とある。普通冬安居は十一月十六日から二月十五日までとされているから、冬安居に入るまでに民僧によつて夏安居を行うように、というわけであるが、ここにある民僧という表現が特に注目される。民僧というのは、神宮寺等の所謂一山の學侶衆徒を云うのではなく、せいぜい承仕法師クラスか村の道心聖的な宮聖を指していると思うがいかかであらうか。

夏衆とはどのようなものを用いのであろうか。勿論寺院社會から出たものであるが、夏衆とは當春剃りの大童子新發意にして、一夏九旬壇場において、毎日花を供える者を指し、夏中供花衆という名稱もある。『東實記』第七に「食堂夏中供花衆十二口」として「後宇多院御代正和年中當寺興隆の刻、供僧學衆等の坊人、淨行青侍法師を以て其の衆に補せしめ、夏中九旬の間晝夜不斷に供花相續動行せしむ」とある。甲賀郡水口町植の國中神社拔書の「定置江州甲賀郡酒人郷國中宮安居供花之事」（應仁元年七月一日）に「毎年四月十四日より一七ケ日晝夜不退可供花也」と書かれている。夏衆と云われる者の任務は承仕法師のそれと大體同じである。

聖乃至夏衆の役を具體的資料によつてみてみよう。以下は寺院側の資料であるが、宮聖やその結夏を知る上に參考とならう。

坂田郡伊吹村大原の觀音寺に所藏されている「永祿六年閏十二月十四日伊吹山觀音護國寺巨細帳」⁽²⁸⁾に
正月

一、元日本堂勤行之次第

先聖早參有テ備ニ香花燈明等一

(中略)

一、節分勤行 例時如常 聖リノ役

(中略)

四月

一、八日誕生會之事

御藥湯ハ聖ノ馳走トシテ兼用意可有之、藥種ノ代ハ惣ヨリ下用、花堂ハ各々打寄可致造作、法花經ノ一ノ卷可讀之、先規式等所作有之

(中略)

一、卯月十五日ヨリ夏番之事

一、日中ハ鎮守聖ノ役 寺僧ハ志シ次第ニ心口懸テ各可參者也、先大般若ハ人別一帙ツツ 次懺法、次錫杖九條

次自我偈、光明眞言壹廿 圓頓者、次法華經壹卷 番衆六人此内貳人ハ聖、四人ハ覆守ニ番張之次第ヲ備

供花 六時太鼓打撃

一、前具數之事已上十五前也

御本尊ノ大御器ニハ櫛ヲ花蔓ニ詰テツメ盛自餘ハ如常兩ノ高机ニハ東ニ六膳西ニ六膳ナリ 又爾伽棚三膳也 以上右一夏九旬ノ間聖衆六人之事ハ不及申、寺僧何モ日參勤行可抽ヒキ懇志者也

(中略)

七月

一、四十八卷ノ阿彌陀經 爲堂聖ノ役讀之

中世の社頭聖について

(中略)

十二月

(中略)

一、聖米分配 六ツ有り入事アラハ可見古書物
鎮守聖リハ毎日仁王經一品ツ、可講讀也

(中略)

一、本堂聖 貳石五斗 此内九斗ハ佛性米ナリ
可有三座勤行

如法經ハ貳石貳斗 此内九斗ハ佛性米ナリ
毎日鎮守ニテ可有仁王經

法華三昧 壹石八斗

鎮守御供 貳石

大鼓ノ聖 貳石五斗

法輪ノ聖 壹石五斗 此内 五斗ハ佛性朔日
十三日晦日每
月可有之

一、定置目之事

一、堂籠者三時行法朝夕ノ勤不可懈怠、毎日法華經二卷可讀誦之事

一、御堂ノ内外可掃治事

一、不斷香之煙不可有斷絶

一、自惣門外へ不可出并不可出酒宴座夏

一、於堂籠者迎月ヲ可限之事

一、如法行聖不可出惣門之外支

一、鎮守仁王講不可限轉事

一、入道場例時懺法懺懃可勤行支

貞和三年往古ノ本文有之

香華燈明を供え、灌佛會の藥湯を準備し、六時に太鼓を打ち、鎮守で仁王經を讀み、本尊の大御器や闕伽棚を莊嚴する等はすべて聖の役であつた。寺僧と聖との間には明らかに格差がある。貞和三年の本文があるという最後の八ヶ條は、明らかに夏籠りの掟である。聖の任務は寺院においても宮道場においても別段變りはなかつた筈である。また聖の生活の裏付けの點においても神社と同じく聖米が支給されたことが示されている。

右の文書は永祿六年のものでかなり後世のものであるが、これより早いものに永正十七年八月の「諸聖置手定書」と延徳二年十二月の「聖之供米定書」がある。前者には堂聖、鎮守聖、鐘推聖の三聖が書かれていて「此三聖者可爲闡次第者也」と書かれている。闡によつていづれかの聖にあてられたわけである。後者には本堂聖、如法行(經)、法華三昧、鎮守御人(マ)、大鼓聖、法輪(院)（聖）が擧げられ、聖供米の石數も同じである。従つて聖の種類もその職務も長年月かわつていないことが知られる。このようなことは宮聖の場合においても同様で、社頭道場における夏安居、如法經、社頭念佛會、日々の神前法樂などの奉仕は、社頭聖の古くからの基本的な法務であつた。

また聖が中心になつて行ふ事業に、社殿の修補、再興、藝藏品の修履等がある。例えば草津市澁川の伊砂々神社の棟札によると、「其時聖 圓乗坊賢祐」が「勸進沙門」となつて、應仁二年十一月社殿を造營した。⁽²⁹⁾また近江八幡市上島の天満天神社の神像臺座銘によれば、「時聖人、荷與町二位公照運」が「修理願人」となつて大永八年三

月に社殿を修補した。⁽³⁰⁾ また蒲生郡龍王町橋本の左右神社に大般若經六百卷が襲藏されているが、これは永正五年十一月「時聖越前」外二人の年行事によつて修復されている。⁽³¹⁾

さらに境内の掃除、神前燈明の點火なども聖の日々の仕事であつた。今堀日吉神社文書の今堀左近「奉寄進私領菜畠之事」（文明六年三月廿三日）に「得分一貫五百文、此内伊勢大神宮定燈明五百文、又八百文十禪師寄進申、又二百文ハ聖方燈明トホシチン」とある。

以上みてきたように、聖は法施の世話に當る宮仕僧として、また火トボシ、掃除に當たる近世の社守りの役目をも兼ねていた。

五

翻つて思うに、社頭聖の存在は神佛習合思想に基づく顯著なる一事象である。神社に僧侶が關與する習合體制そのものの出現は遠く古代にさかのぼるが、村々の小社にあつてすらも「聖」なる僧、または僧に擬せられる法鉢のものが關係していた習合體制は、きわめて中世（室町）的な形態である。

この中世的な形態は、神社の祭祀・管理維持にあつての「神主・聖・オトナ（村人）」のトリオの體制で特徴づけられる。もつとも聖そのものは佛敎史上古代から出現し、時代とともにその内容も随分變化しているが、ともあれ「聖」という用語が使われ、しかも既にみてきたように村落の惣的結合が進展する時期にあつて、「村人」と密接な關係をもつて神社祭祀面に登場してくるのは、聖の歴史にあつても確かに中世的な事象である。

社頭聖は一見神事執行者の主流からはずれているように見受けられるが、神を祀るものが神主であり、本地佛と

しての神を祀るのが聖であるから、實は聖は神主と並ぶ祭儀執行者なのである。中世神社資料に神主と聖が並記されている例が多いのはこの爲である。ここに祭祀組織を考える上で聖が看過できない所以があるが、同時に、オトナ―宮庵室―聖という構造を有しているので、村落組織を考える上でも聖は重要である。

このようなわけで聖は神社の祭祀組織や村落構造の變遷を知る指標の一つであることを指摘したい。例えば神社資料に、祭祀の主體たる「村人」の用語が消え、かわつて「氏子」の名稱が現われてくるようになる、と、神主と並記されていた「聖」の語が見當らなくなるが、このことは祭祀組織の變化が進行していること意味している。

近世の神社資料、特に棟札などには聖の使用例が少ないようである。しかし用語例がなくなつたからといって、直ちに近世の神社の祭祀組織が神佛習合體制から全面的に離脱する方向にあつた、とはみることはできないであらう。なぜなら宮寺や社僧の存在が消失し、神佛習合思潮が無くなつたわけではないからである。従つて、時代がさがり近世に入ると「聖」の語が見當らなくなるのは、中世の「神主・聖・オトナ」の體制に變化が生じたからである。とみななければならない。神主・聖と並記された體制から聖が消失するのは、聖の機能が分化して、他のものにその地位がとつてかわられるからである。私見によれば、社頭聖の機能の一端、近世に入つて社守り（一年神主）、村禰宜、頭屋に移行したのである。また社頭聖の中には社家に轉身するものもあつた。以下このようなことについて少しのべてみたい。

近世宮座における一年神主の任務は獻燈、獻饌、修祓、神殿開扉、神前讀經、境内掃除等であり、なかでも神主がヒトボシとも云われる如く獻燈が主たる職掌であつたが、この獻燈は前述の如く社頭聖の主務の一であり、聖には「燈明トボシチン」が渡されていた。また境内の掃除は寺院の聖でも神社の聖でも日々の任務であつた。また境

内社領の立木の管理處分も聖の支配下にあつた例もみられる。

粟太郡粟東町總の大寶神社の「當社天王宮御定式」（正長元年九月）によれば、當社の「支配聖、西之坊」は社家支配職を有していた。社領の森林、竹林は雜木、枯木を問わず、落葉と云えども支配聖の管理下にあり、神人村人等も口出しすることができなかつた。⁽³³⁾この支配聖の利權は江戸時代に入つても「西坊家徳」として傳えられた。

即ち延寶七年の「定、天王社從先規式法並西坊家徳」に「一、宮地森代々西坊より之さいはい也、下苧、きのみ諸事西坊家徳也（中略）一、湯立之柴、森之木之枝、下苧ても仕、湯立上げ候、此しば代西坊へ先規より取申候（中略）一、御本社末社等、年中之再錢^(兼)、從先規、西坊家徳也（中略）一、正月六日祈禱料米三升長衆より西坊へ渡る。一、三月若祭、御興餽賃村人より西坊へ渡る」とある。

この神社の「神主職諸事神事帳」は神主小槻氏から片岡雲正に移り、さらに子息の彌三左衛門から西坊へ譲られ、支配聖西之坊は延寶の頃「社家西坊」となつた。大寶神社の場合は十五世紀頃庵室が四つあり、社頭聖が四人いたことが明應の文書でわかるが、この社頭聖の支配聖が近世に入つて社家に轉じたのである。

このように中世（室町）の社頭聖がもつていた機能は、近世に入つて社守、禰宜、頭屋等に分化繼承され、またその存在は、幕府の宗派・僧侶身分の固定化政策や庵室道場等の寺院化に伴なつて、次第に宮寺の住僧や社家に轉化するに至つた。僧侶や寺院がいずれかの宗派に所屬するよう宗教統制が強化されるに従つて、社頭聖も從來の姿のままで存在することが許されなくなり、變容していくのも餘儀のないところであるが、それよりも社頭聖が神社の祭祀組織の一環をなし、祭祀の主體である村人層乃至惣村の支配下にあつたという基本構造が、神社と祭祀の大きな變革期に遭遇した場合、「神主・聖・オトナ（村人）」の體制が大きく變わるのは當然のことと云わねばなら

ない。中世末期から近世初期にかけての時期は、寺院と僧侶の歴史の上で注目すべき一大變革期であるが、神社と祭祀の面でもまさしく變革期であつた。⁽³⁴⁾ 中世から近世にかけての神社祭祀組織の變遷については萩原龍夫氏の「中世祭祀組織の研究」が詳しい。この變革期に社頭聖に大きな變貌のあつたことは意味深いことと云わねばならない。神社に於ける聖の存在はこの一大變革期を境に次第に影をうすめたが、近世の祭祀組織にその殘影が留められることに注意したい。職務の點では社守、禰宜、頭屋等がかつての社頭聖のそれを引き繼いでいることは右にのべたが、名稱、組織の上にも名残りを留めているようである。

中世の寺院の聖や神社の聖は、承任法師の性格をもつていたが、近世宮座の組織にも承任が見受けられる。蒲生郡市邊の若宮神社の宮座には神主と並んで重要な役割を受持つ承任がある。⁽³⁵⁾ また今堀の日吉神社の正使も承任であらう。

神崎郡伊庭の大濱神社には山伏姿の法施ハツヤモウなるものがあるが、これは社頭聖の轉化したものであらう。

また野州郡守山町天宮西座記録によると、江戸時代には長老、中老のほかに「御沙彌衆」なるものがあつた。沙彌衆については今のところ他にその例を見ないが、ここで参考に供せられるのは滋賀郡堅田町眞野の十人衆の資格に關して云々される沙彌行のことである。十人衆はこの村のオトナ衆であるが、單なる年長者ということだけがその資格となるのではなく、若中、中老の各段階の諸役を沙彌行といい、これを勤めあげたものでなくてはならないのである。⁽³⁷⁾ 西座記録の「御沙彌衆」も長老と中老の中間に位置する者のようである。例えば「中老若衆江實物御挨拶有、頭人相伴沙彌衆より實物戴事」などとある。沙彌衆を経て、一和尚、二和尚などと稱されるオトナ衆へ進んだのではなからうか。沙彌とはまさしく聖に他ならない。中世神社資料でも「時聖人」に村人層のものが見られた

ことが想起される。

またこれは今のところ推測の域を出ないが、神社に傳承される藝能、たとえば念佛踊などに比丘人とか新發意と云われる僧鉢の踊手が加わっている例が多いが、この僧鉢の藝能者も、かつての中世の宮聖の殘留形態ではなからうか。

以上近江の神社資料によつて、中世、特に鄉村制成立期の村落小社の社頭聖についてみてきたが、社頭聖の様態をもつと明らかにし、その史的意義を把握するには、地域的には近江以外の事例を多く集め、時代的には室町時代以前にさかのぼつて、社頭聖といわれてきた者についても考察を擴げていかねばならない。本稿では時代的にも地域的にもかなり限定した考察に終つたが、これら不備の點については後日を俟つことにして、今はただ中世村落小社における社頭聖の様態についてを多少とも追究したことを以て筆を擱くことにしたい。

註

- (1) 肥後和男著「近江に於ける官座の研究」二五一頁
- (2) 大島奥津島神社文書「當庄夏衆人々」(寛正四年九月二十七日)
- (3) 大寶神社文書「定近江國栗太郡總村大寶天王卯月祭禮當所之下行米事」(明應癸丑年九月廿五日書之)
- (4) 大島奥津島神社文書「寄進田地事」(應永十四年九月廿七日)、「き志し申やくし堂□田地事」(應永十七年正月廿二日)、「寄進、奥島庄涌出社如法經料田之事」(應永三十二年三月三日)、「寄進申うちはき一所」(永享八年卯月八日)、「寄進涌出若宮如法經田事」(永享八年八月一日)
- (5) 國中神社々藏板書「江州甲賀郡酒人郷國中宮十七講米掟事」(應仁元年七月一日)
- (6) 文安元年九月の大島神社神鐘の阿彌陀寺分の勸進帳には、定泉坊、大定泉坊、中學坊、本願院、定智房、東林坊、定密、圓得法橋、覺藏、教學、宝藏、定眼、月性等の連名がある。奥島と北津田に亘る山腹に、東谷、西谷などとあつて坊舎が

- (22) 日吉神社文書「十羅刹奉加帳」
- (23) 大島奥津島神社文書「寄進奥島庄涌出社如法經料田之事」(應永卅二年三月三日)
- (24) 同神社文書「若宮如法經田事」(享徳二年十二月十九日)
- (25) 同神社文書「寄進島若宮如法經料田事」(應永廿四年卯月六日)
- (26) 改訂近江國坂田郡志第七卷、四二九頁以下
- (29) 栗田郡志卷四、三一二頁
- (30) 蒲生郡志卷六、二九二頁
- (31) 同右書、三三四頁
- (32) 肥後和男前掲書一八一頁
- (33) 栗太郡志卷四、三八五〜三八六頁
- (34) 萩原龍夫氏著「中世祭祀組織の研究」四三一頁
- (35) 肥後和男前掲書三〇七頁以下
- (36) 同右書一五七頁
- (37) 拙稿「湖西の六齋念佛」(日本民俗學二七)